

共済だより

令和6年7月発行 No.222



『九頭竜川中部LADIES杯』(永平寺町)

主 な 内 容

令和5年度決算.....	3
標準報酬制における定時決定.....	7
被扶養者の資格要件確認調査を実施いたします.....	8
外傷性傷病の原因調査に、ご協力をお願いします.....	10
市町村条例等による医療費助成制度の 医療費助成を受けていませんか?.....	11
育児休業手当金の支給期間延長の要件が追加されます.....	12
マイナ保険証の登録について.....	13
第3期データヘルス計画を策定しました.....	13
退職等年金給付に係る財政状況(令和4年度末) および財政再計算結果について.....	14
歯と口の健康を守るために歯科健診を受けましょう.....	16
特定保健指導を受けましょう!!.....	17
ライフプランセミナー参加者募集.....	18
夏のボーナスは組合員貯金へ.....	19
職員採用試験のお知らせ.....	20
エル・サポート・福井からのお知らせ.....	21
スポーツジムとの法人契約について.....	24
RIZAPオンライン運動セミナー.....	26

職員採用試験のお知らせ

詳しくは20ページをご覧ください。

令和6年10月1日開始! スポーツジムの特別会費利用

詳しくは24ページをご覧ください。

RIZAPオンラインセミナー 肩こり腰痛予防編&食事編の参加者募集!!

詳しくは巻末ページをご覧ください。

福井県市町村職員共済組合

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください。

第168回組合会

令和5年度の決算が承認されました



第168回組合会は5月29日に福井県自治会館で開催され、提出された議案は、慎重な審議を経て原案どおり議決されました。

なお、今回の組合会で議決された令和5年度決算の要旨については、後のページで説明させていただきます。

第168回組合会で議決された事項

議案第1号 令和5年度決算について

新組合会議員の選出

市町村長以外の議員第3区の川尻孝司議員が退任されたことに伴い、去る4月25日に組合会議員の補欠選挙が行われました。

その結果、細川和夫氏（おおい町職員）が当選され、前任者の残任期間である令和6年11月30日までご就任いただくことになりました。



議員
細川和夫氏
（おおい町職員）
給付事業部会委員

（令和6年5月31日現在）

■ お問合せ先 ■

総務企画課 0776-52-7300

健康管理課 0776-52-7301

年金課 0776-52-7303

越 路 0776-77-3151

■ 組合の状況 ■

組合員数	14,041 人
（男）	6,122 人
（女）	7,919 人
任意継続組合員数	245 人
被扶養者数	7,671 人
平均標準報酬月額（短期）	303,372 円
（厚年）	350,974 円
（退年）	350,814 円

令和5年度決算の要旨

総括事項

(単位：人、円)

	決算値	対前年度比
一 般 組 合 員 (うち特別職)	9,167 (38)	8 (△1)
短期組合員	3,608	94
市町村長組合員	17	0
特定消防組合員	1,118	△9
長期組合員	5	2
後期高齢者等短期組合員	52	19
市町村長長期組合員	0	0
小 計	13,967	114
任意継続組合員	155	93
合 計 ※	14,122	207
第3号厚生年金被保険者	10,269	△2
※のうち介護保険対象組合員	8,184	35
被扶養者数	7,966	△193
組合員1人当たり 平均標準報酬の月額	長期 354,540 短期 306,963	長期 4,765 短期 2,237

短期経理

この経理は、組合員及び被扶養者の皆様の保険診療等に係る医療給付費のほか、高齢者医療制度や介護保険制度への納付金を支払う経理です。

令和5年度の収入は、月例給与及び期末手当等のプラス改定及び短期組合員の加入等により掛金・負担金収入が増加し、前年度よりも約6億4,600万円の増収となりました。

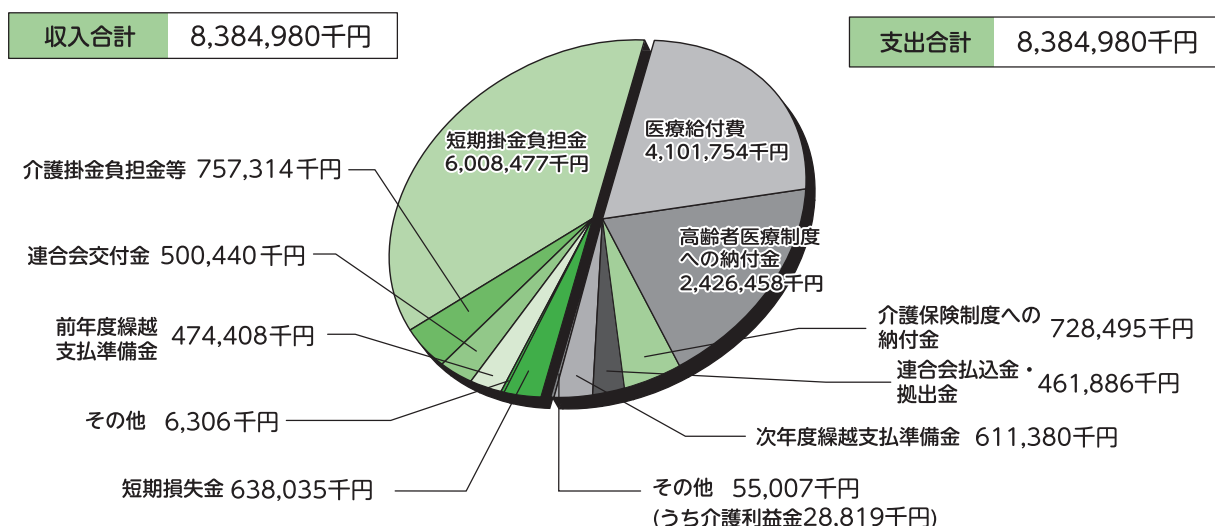
支出については、短期組合員の加入による組合員数の増加に伴い医療給付費が大きく増加し、前年度に比べて約8億円増となりました。このうち8割は、組合員及び被扶養者の医療費と受診率の伸び、保険適用となった高額な薬剤支給の増加分です。

また、高齢者医療制度への納付金は約2億5,141万円減少しましたが、介護分を除いた支出全体に占める割合は約31.8%となっています。

短期給付分として6億3,803万円の損失金が生じたため、短期積立金を取り崩して補填しました。

介護分としては、2,882万円の利益金が生じたため、介護積立金に積み立てました。

結果として、次年度に繰り越す利益剰余金は、短期積立金5億3,653万円、介護積立金1億3万円、合わせて6億3,656万円となりました。



厚生年金保険経理

一元化後の厚生年金相当部分（いわゆる2階部分）の給付に係る組合員保険料、負担金、旧制度に基づく追加費用及び基礎年金拠出金の取引に係る経理です。

収入は、負担金が76億7,126万円（基礎年金拠出金に係る公的負担金20億5,907万円、追加費用4億8,843万円を含む。）、組合員保険料が51億2,375万円で、その負担金、組合員保険料をそのまま全国市町村職員共済組合連合会へ払い込みました。

退職等年金経理

一元化に伴い廃止となった職域相当部分（いわゆる3階部分）に代わり、新たな制度として発足した退職等年金給付の掛金、負担金の取引に係る経理です。

収入は、負担金が4億2,100万円、掛金が4億2,099万円で、その負担金、掛金をそのまま全国市町村職員共済組合連合会へ払い込みました。

経過的長期経理

一元化前の既裁定の公務上障害給付、公務上遺族給付の費用負担及び旧制度に基づく追加費用、旧恩給組合条例給付の払込金の取引に係る経理です。

施行日以後に発生した公務上障害給付、公務上遺族給付は、退職等年金給付の中で支払われることとなります。

地方公共団体の負担金のみで5,909万円（追加費用5,016万円、旧恩給組合条例給付に係る払込金325万円を含む。）を収入し、そのまま全国市町村職員共済組合連合会へ払い込みました。

退職等年金預託金管理経理

全国市町村職員共済組合連合会の退職等年金経理の余裕金の預託を受け、貸付経理への貸付を行うための経理です。令和5年度の運用収入は258万円となりましたが、そのまま支払利息として支出しました。

貸付経理に対する年度末の貸付残額は2億7,100万円となりました。

令和5年度の預託金の貸付金等の実現収益率は0.93%となっています。

経過的長期預託金管理経理

この経理は、地方公共団体が発行する縁故地方債の引き受けを行う経理です。

令和4年度末での保有債券は無く、令和5年度中に縁故地方債の新規受け入れも発生しなかったため、収支、資産、負債はすべて0円となりました。

業務経理

この経理は、長期・短期各事業運営のため、また市町村職員共済組合全般の運営のための人件費・管理費等に要する諸費用を賄っています。

主な収入は、地方公共団体からの負担金、短期経理からの繰入金、連合会交付金で、令和5年度の組合員1人当たりの額は10,950円でした。

支出ではWEB会議が増え出張が減少したこと及び今年度も経費節減に努めたことにより、事業計画額を下回りました。

その結果生じた当期利益金2,055万円は、全額利益剰余金として積み立てました。

保健経理

この経理では、短期給付事業の補完的な事業として、生活習慣病の予防のための事業（人間ドック利用助成、がん検診助成等）や健康増進のための事業（リフレッシュ施設利用助成、越路などの保養所利用助成、ライフプランセミナーの開催等）のほか、特定健康診査や特定保健指導など健康管理事業を実施しました。

令和5年度の実績は右表のとおりです。

主 な 事 業	金 額	利用状況
人 間 ド ッ ク 利 用 助 成（2 日、1 日、脳）	65,223 千円	2,236 人
予 防 検 診（がん検診助成、定期健診付加検査助成）	36,142 千円	16,713 人
歯 科 健 診 助 成	816 千円	272 人
こ こ ろ の 健 康 カ ウ ン セ リ ン グ	1,279 千円	566 件
リ フ レ ッ シ ュ 施 設 利 用 助 成	6,550 千円	16,375 枚
重 症 化 予 防 受 診 勸 奨、禁 煙 対 策	1,459 千円	－
保 養 所 利 用 助 成	19,464 千円	5,345 枚
長 期 勤 続 者 宿 泊 優 待	3,962 千円	137 組
医療費通知、後発医薬品差額通知、医療費データ分析、レセプト審査	5,860 千円	－
保健衛生講座助成、健康管理担当者研修会、健康づくりセミナー、ライフプランセミナー	1,810 千円	－
特 定 健 康 診 査	5,554 千円	362 人
特 定 保 健 指 導	13,163 千円	602 人

宿泊経理

この経理は、組合員とそこご家族の保健、保養を目的とした施設「越路」を運営しています。

令和5年度も、前年度までに引き続き、月・火曜日に計画休館を実施したことや、客室改修による休館が発生したことなどにより、営業日数は258日となりました。

この結果、利用者数は昨年度より回復したものの8,709人ととどまり、約6,668万円の当期損失金が生じました。これらは積立金及び欠損金補てん積立金を取り崩すことで対応しました。

今年度からは月・火曜日の計画休館を廃止し、リニューアルしたお部屋で皆様をお迎えする準備を整えております。

今後も皆様に愛される施設として、より一層のサービスの向上に努めてまいります。皆様のご利用を心からお待ちしております。

区 分	令 和 5 年 度 末	令 和 4 年 度 末	比 較
利 用 者 数	8,709 人	7,917 人	792 人
利 用 率	32.9 %	28.1 %	4.8 %
売 上 高	131,093 千円	114,419 千円	16,674 千円

貯金経理

令和5年度の決算を行った結果、組合員貯金総額は、490億8,049万円となり、前年度に比べ21億7,914万円の増額となりました。

収入では、資産に対する運用収入が6億8,803万円となり、支出では皆様にお支払する貯金利息が3億8,487万円、その他の費用とあわせて計4億7,758万円となりました。

この結果生じた当期利益金は、安定した事業運営に備え、全額を欠損金補てん積立金として積み立てました。

なお、資産の運用については、6ページの「組合員貯金の資産運用について」をご参照ください。

区 分	令 和 5 年 度 末	令 和 4 年 度 末	比 較
貯 金 額	49,080,492 千円	46,901,347 千円	2,179,145 千円
貯 金 者 数	8,880 人	8,858 人	22 人
貯金者 1 人当たり貯金額	5,527,082 円	5,294,801 円	232,281 円
支 払 利 率	0.8 %	0.8 %	0 %

組合員貯金の資産運用について(令和6年3月末現在)

運用方法

組合員貯金ご加入の皆様からお預かりした組合員貯金の資金を、法令・総務省通知の基準に従い、安全性を重視し効率的に運用し、その運用益を利用されている方に還元しています。

貯金の一部払戻しや退職による解約に対応するための短期的資産は、定期預金等の預貯金での運用を行い、長期的資産としては、国債、地方債、社債、円貨建外国債券(外国政府等の債務保証債券等で格付けはAA格以上の債券)の有価証券での運用を行い、株式は一切保有しておりません。

運用リスクと対策

共済組合は金融機関ではないため、各個人に対する1,000万円までの預金保護(ペイオフ)の適用はありません。

資金運用は、債券発行体や取引金融機関の破綻などにより、資金を損失するリスクはゼロではありませんので、万が一の事態(債券発行体の倒産等による債務不履行や金融機関の破綻)に備え、欠損金補てん積立金として貯金総額の5%以上を積み立てることが法令で定められております。

なお、令和6年3月末現在の欠損金てん積立金は、約65.2億円を積み立てています。

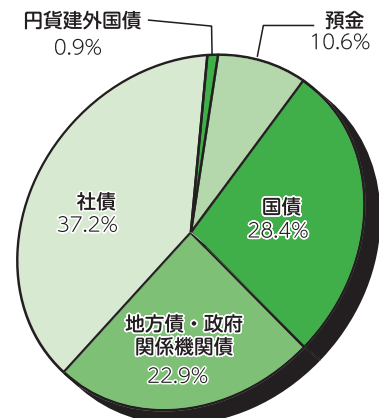
資産運用の状況

当組合の貯金事業は、主に債券での運用を行っていますので、過去に取得した高利回りの債券が満期償還を迎えると、その再運用は現在の金利水準での運用となります。

近年の低金利状況の長期化の影響を受け、運用利回りは徐々に低下している状況ですが、安心してご利用いただける貯金事業であり続けるために、現在の低金利状況下においても「安全性」を重視した効率的な運用に努め、安定的な運営を行ってまいります。

※令和6年3月末の貯金経理の資産運用割合は次のとおりとなっています。

運用区分	金額	割合
短期的 預金	5,899,441 千円	10.6%
長期的	国債	28.4%
	地方債・政府関係機関債	22.9%
	社債	37.2%
	円貨建外国債	0.9%
合 計	55,670,913 千円	100%



貸付経理

この経理は、組合員が臨時に必要とする資金の貸付けを行う経理です。

令和5年度の新規貸付件数は59件でした。

その内訳は、普通貸付27件、住宅貸付4件、特別貸付28件でした。

令和5年度末の貸付件数は6件増加しましたが、貸付金額は普通貸付の1件当たりの貸付金額が減少したこと及び住宅貸付件数が減少したことにより、前年度に比べ308.8万円減少しました。

(貸付状況)

(単位：件、千円)

区分	令和5年度末		令和4年度末		比較	
	件数	貸付金額	件数	貸付金額	件数	貸付金額
普通貸付	160	132,842	157	138,380	3	△5,538
住宅貸付 (災害・介護住宅を含む)	64	167,353	75	172,865	△11	△5,512
特別貸付	184	168,088	170	160,126	14	7,962
計	408	468,283	402	471,371	6	△3,088

令和5年度の貸付利率は、年利1.26%、災害貸付は年利0.93%、在宅介護対応住宅貸付は年利1.00%です。

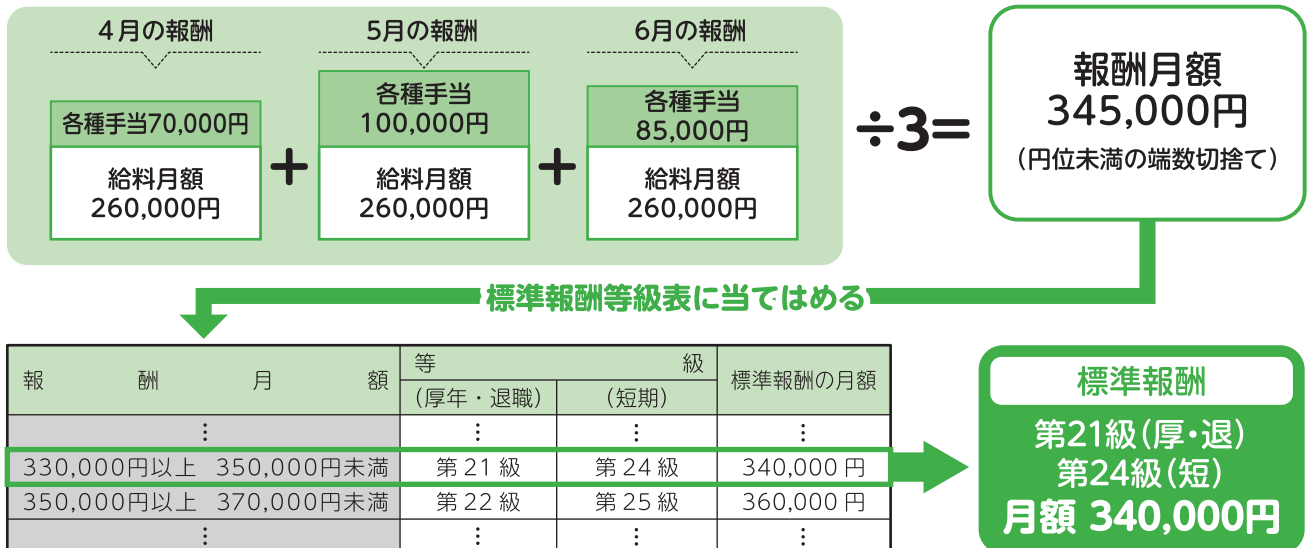
標準報酬制における 定時決定

1. 定時決定とは

共済組合は、組合員が実際に受けている報酬の月額と既に決定されている標準報酬の月額との間に大きな差が生じないように、原則として、毎年7月1日に組合員である方全員（休業中、休職中、欠勤している方も含みます。）について、4月、5月、6月（以下「算定基礎月」といいます。）の3か月間に受けた報酬の総額を3で除して得た額を報酬月額とし、標準報酬等級表に当てはめて標準報酬の月額を決定します。毎年1回決められた時期に実施することから、この決定のことを「定時決定」といいます。

決定した標準報酬の月額は、原則、その年の9月から翌年の8月まで掛金等の算定の基礎になります。

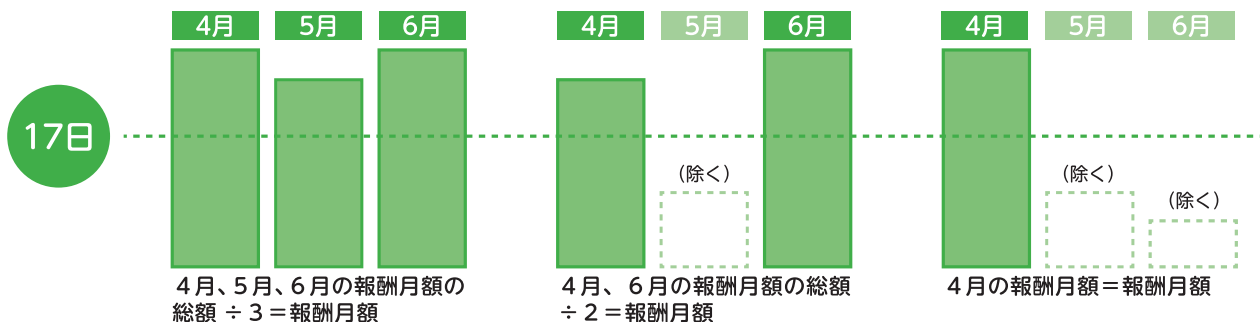
★定時決定のイメージ



2. 定時決定の算定

算定基礎月の各月において、報酬の全部が支給されない日がある場合（欠勤、病気休職（無給）、育児休業、介護休業など）は、支払基礎日数が17日未満であれば、算定基礎月からその月を除いて算定します。

★報酬月額の求め方



3. 保険者算定

定時決定において、休業・休職等により報酬月額を算定することが困難であるとき、又は、業務の性質上、時間外勤務手当が毎年発生することにより2等級以上の差が発生する等、一定の要件に該当することにより算定結果が著しく不当となるときは、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮し、保険者算定の方法により標準報酬の月額を決定する場合があります。

4. 標準報酬 決定・改定通知書

定時決定を行ったのち、9月に組合員である方全員（当年7月以降に随時改定等を行った方を除きます。）に対し、標準報酬の月額を記載した通知書を配布いたしますので、大切に保管してください。

なお、給与明細に標準報酬の月額等が記載されている所属所については、当該通知書の作成を省略しております。

<お問合せ先 健康管理課>

被扶養者の資格要件確認調査を実施いたします

短期給付の将来に向けて安定した財政運営を図るためには、医療費請求の内容審査の強化や健康保持増進事業を積極的に実施することはもちろん、その対策の一環として、被扶養者の適正な資格管理が不可欠なものとなっております。

そこで、共済組合では毎年、被扶養者の要件を確認するための資格調査を行っています。

組合員の皆様には趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

実施方法

該当する組合員の方に『被扶養者資格確認調査書』を所属所経由で配布いたします。

当調査書に所要事項を記入し、必要書類を添付して所属所の共済組合事務担当課までご提出ください。

実施期間

令和6年7月中旬～令和6年8月31日

調査対象者

- ◎本年7月1日現在、認定されている被扶養者のうち、給与条例による扶養手当が支給されていない方全員
 - ◎今年度61歳以上66歳以下の方(扶養手当が支給されている方も含む)
 - ◎今年度40歳以上65歳未満で障害者福祉施設等に入所されている方
- ※ただし、次の事由に該当する方は 調査対象外 とします。
- 令和6年6月以降に認定された被扶養者
 - 令和6年2月以降に令和6年度分の更新等手続きをされた被扶養者

調査書に添付する書類

提出書類 対象被扶養者		所得証明書 または同意書	組合員の 配偶者の 所得証明書等	住民票謄本	在学証明書	年金支払 通知書の写	なんきん定期便 の写または被保険者 記録照会回答票の写	確定申告書 及び内訳書の写	雇用証明書	送金事実確認 書類の写し
① 配偶者		◎				△	△	△	△	△
② 学生			△		◎				△	△
③ 18歳～60歳で ①②以外の方 ※	同居	◎	△			△		△	△	
	別居	◎	△			△		△	△	◎
④ 60歳以上の方 ※	同居	◎	△			△	△	△	△	
	別居	◎	△			△	△	△	△	◎
⑤ 義父母など※		◎	△	◎		△	△	△	△	
⑥ 18歳未満の方			△							
⑦ 40歳以上65歳未満の 障害者福祉施設等入所者		被扶養者資格調査書に施設名・住所を記入してください。 (添付書類は不要です。)								

◎…必ず必要 △…場合によっては必要

添付書類に関する留意事項

※ 父母(祖父母含む。)のうち、どちらか一人のみ被扶養者認定されている場合であっても、夫婦には「同居・協力・扶助義務」があることから、**父母双方の収入を調査させていただきます。**

例えば、父母のうち母のみ被扶養者認定されている場合であっても、**父母双方の所得証明書や年金支払通知書の写等の書類の提出が必要**です。

提出書類について

所得証明書または同意書	令和6年度分(令和5年分の収入)の所得証明書を市役所・町役場で交付を受けてください。 同意書を提出していただいた場合は、当組合で所得情報を情報提供ネットワークシステムで取得します。 情報提供ネットワークシステムで所得情報が取得できなかった場合は、所得証明書の提出が必要となります。
組合員の配偶者の所得証明書等	組合員の配偶者が被扶養者として認定されていない場合、夫婦共同で扶養しているとみなします。 組合員の配偶者の書類(所得証明書、年金通知書の写、確定申告書及び内訳書の写、雇用証明書等)の提出が必要です。 令和6年度分(令和5年分の収入)所得証明書を市役所・町役場で交付を受けてください。 情報提供ネットワークシステムでの所得情報の取得はできませんので、所得証明書の提出が必要となります。
住民票謄本	組合員との同居について確認します。市役所・町役場で交付を受けてください。
在学証明書	令和6年4月1日以降に交付された在学証明書を提出してください。
年金額支払通知書の写	年金を受給している方は提出が必要です。(遺族年金、障害年金、個人年金を含みます。) 最新の年金支払通知書または年金額改定通知書の写を提出してください。
ねんきん定期便の写または被保険者記録照会回答票の写	61歳以上66歳以下の方で、年金を受給されていない方は提出が必要です。
確定申告書及び内訳書の写	営業所得や農業所得等がある(マイナスの事業を含む。)場合、被扶養者認定独自の「収入に要する諸経費」の取扱がありますので、令和5年分の確定申告書及び経費内訳書の写を提出してください。
雇用証明書	パート、アルバイト等をされている場合、提出が必要です。 共済組合指定の様式にて、パート先等で勤務形態の証明を受けてください。
送金事実確認書類の写	被扶養者が組合員と別居している場合、提出が必要です。 「組合員」から「被扶養者」へ「生計費の1/3以上」の送金があったか、客観的に確認できる書類であることが必要です。

～個々の事例によっては、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。～

被扶養者の要件

共済組合では、皆様から提出していただいた「被扶養者資格確認調査書」及び添付書類を基に『被扶養者の要件』を現在も満たしているかを審査します。

● 被扶養者の要件とは？ (以下①～⑤をすべて満たすことが要件となります。)

- ① 主として組合員の収入により生計を維持する方であること。
- ② 組合員の3親等内の親族であること。
- ③ この先1年間の収入額が130万円未満であること。
ただし、障害を事由とする年金を受給している方または60歳以上の方については、180万円未満であること。
なお、「この先1年間の収入額」については、例えば短期のアルバイト等であっても1年間継続するものとして判断することとなります。従って、実際には130万円未満の収入であっても130万円を超えると判断される場合があります(以下同じ) のでご注意ください。詳しくはホームページや共済だより各号などを参照してください。
- ④ 被扶養者のこの先1年間の収入額が、組合員の前年収入額の1/2未満であること。
- ⑤ 調査の対象被扶養者(組合員の配偶者を除く)が配偶者を有する場合、その配偶者との収入の合算額が下記の条件を満たし、かつ、組合員の前年収入額の1/2未満であること。

対象被扶養者 \ その配偶者	60歳未満の方	障害年金受給者または60歳以上の方
60歳未満の方	260万円未満	310万円未満
障害年金受給者 または60歳以上の方	310万円未満	360万円未満

● 主として組合員の収入により生計を維持する方とは？

- i. 給与条例による扶養手当の支給対象者
- ii. 学校教育法第1条に規定する学校の学生
- iii. 傷病等により就労能力を喪失している方
- iv. 18歳未満60歳以上の方で、組合員の収入により生計費が賄われている方
- v. 18歳以上60歳未満の方で、稼働能力者ではあるが組合員が扶養しなければならない状況にあり、組合員の収入により生計費が賄われている方
- vi. 組合員と別居しているが、組合員からの生計費の1/3以上の送金により生計を維持されている方

● 被扶養者の取消

この調査により被扶養者の要件を欠くことが判明した場合、被扶養者の資格は取消になります。

なお、**遡って取消となりその間に当組合の組合員被扶養者証を使用して医療機関等で受診した場合、その医療費の保険診療分について返還していただくことがあります。**

組合員の皆様におかれましては、被扶養者の就職などに伴う健康保険の加入状況や収入状況等を把握していただき、変更があった場合には速やかに手続きをしていただきますようお願いいたします。

被扶養者の認定・更新・取消に係る申告は、事由発生から原則5日以内です

被扶養者の「認定」・「更新」・「取消」を行う場合は、事由発生日から5日以内に「被扶養者申告書」に必要書類を添付のうえ、所属所の共済組合事務担当課経由で当組合へご提出ください。

＜お問合せ先 健康管理課＞



外傷性傷病の原因調査に、 ご協力をお願いします。



共済組合では、医療費増高対策の一環として、外傷性傷病の原因調査を行っています。

傷病の原因が「第三者行為によるもの」の場合は加害者が、「公務災害によるもの」の場合は地方公務員災害補償基金が、その治療費を負担することになっています。

これらに該当する医療費を共済組合が負担していた場合、本来負担すべき加害者等に医療費の返還を求めています。

調査対象となられる皆様には大変お手数をおかけいたしますが、短期財政の適正な運営のため、ご理解とご協力をお願いします。

調査目的

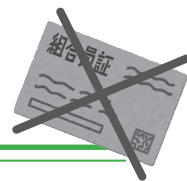
組合員証等の使用による診療のうち、傷病の原因が「第三者行為によるもの」や「公務災害によるもの」に該当していないか確認するためにを行います。

調査方法

- ① 外傷性と思われる傷病に関する診療報酬明細書（レセプト）を抽出し、調査対象となられた組合員の皆様あてに「外傷性傷病原因報告書」を配布します。
- ② 「外傷性傷病原因報告書」がお手元に届きましたら、傷病の原因・その状況等を詳しく記入し、共済組合事務担当課あてご提出ください。



組合員証は使用できません！ ～公務上の傷病～



お仕事のケガや、お仕事が原因で発症した病気等については、その治療に係る医療費が、公務上の災害として「地方公務員災害補償基金」より補償されることになっています。

したがって、**公務上の災害により治療を受けるときは、組合員証を使用することができません。**

必ず、医療機関にて「公務上の災害である」旨を伝えていただき、各所属所の公務災害担当者を通じて「地方公務員災害補償基金」あて必要な手続きを行ってください。

組合員証を使用して治療を受けてしまった場合には、すみやかに医療機関（薬局も含む。）に申し出ていただき、併せて各所属所の公務災害担当者にもご連絡ください。

なお、必要な手続きが行われなかったときは、保険者負担分（医療費の7割相当分）をご本人様に請求させていただきます場合がありますので、ご注意ください。

医療費通知書を送付いたします

当共済組合では、組合員又は被扶養者の適正な受診を心がけていただくため、7月と1月の年2回医療費通知書を送付しています。

また、医療費通知書は医療保険上の世帯単位で作成するため、組合員と被扶養者が同じ通知書に記載されます。不都合がある場合（DV被害者の方など）には、当共済組合健康管理課までお申し出ください。医療費通知書の送付を停止させていただきます。

<お問合せ先 健康管理課>

市町村条例等による医療費助成制度の 医療費助成を受けていませんか？

… 医療費助成を受けるようになった場合は報告が必要です …

さまざまな医療費助成がありますが、居住地の市町村が実施している次の条例による医療費助成を受けている方は、共済組合に報告して下さるようお願いします。

報告が必要な
医療費助成

- ①ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例によるもの
- ②重度心身障害者医療費等の助成に関する条例によるもの
- ③乳幼児・子どもに係る医療費等の助成に関する条例によるもの
(このうち、組合員と住所を別にしている子に限る)

令和5年8月以降に新たに医療費助成を受けるようになった方は、「報告書」※に「医療費受給者証」の写しを添付して所属所の共済組合事務担当課に提出してください。

※「報告書」＝「市町村の条例等による医療費助成の受給報告書」は所属所の共済組合事務担当課にあります。

〇〇市ひとり親家庭等医療費受給者証

〇〇市重度障害者医療費受給者証

〇〇市乳幼児・子ども医療費受給者証

市町村の条例等による医療費助成の受給報告書

ひとり親家庭など

重度障害者

乳幼児子ども

報告書

組合員または被扶養者が医療費助成を受けることになると、医療機関の窓口での医療費の自己負担分(3割負担等)は、全額または一部が地方公共団体から公費負担されます。

この場合、原則として窓口での自己負担分がなくなるため、附加給付等※の支給を行いません。

共済組合では、附加給付等を適正に支給するため、受給状況について毎年調査を行っています。

みなさまのご理解とご協力をお願いします。

※医療費の自己負担分が25,000円(上位所得者の場合は、50,000円)を超えたときに共済組合が行う給付です。

「上位所得者」とは、標準報酬の月額が530,000円以上の組合員及びその被扶養者をいいます。

【注意事項】

随時、報告を受け付けていますので、助成を受けることになった場合等、報告忘れのないようお願いします。

報告がなく、医療費助成と共済組合の附加給付等を重複して受給されると、共済組合からの附加給付等を全額返還していただくことになりますので、ご注意ください。

組合員または被扶養者で、昨年、医療費助成を受けていた方へ

8月中に「報告書」を配布します。

更新手続きをされ、引き続き医療費助成を受けることになった(または受けなくなった)ことについて、「報告書」に新しく交付された「医療費受給者証」の写し(または非該当通知の写し)を添付して所属所の共済組合事務担当課に提出してください。

組合員で、令和6年度の住民税が非課税である方へ

高額療養費の自己負担限度額区分の適用が変更となりますので、医療費助成を受けていない場合でも「組合員に係る市町村民税の非課税報告書」(所属所の共済組合事務担当課にあります。)に必要事項を記載のうえ、所得証明書の原本を添付して報告してください。

<お問合せ先 健康管理課>

育児休業手当金の支給期間の延長要件について

組合員が育児休業を取得して勤務を休むとき、原則その育児休業の対象となる子(以下、「子」といいます。)が1歳に達する日(誕生日の前日)までの期間について育児休業手当金が支給されます。ただし、下記の「総務省令で定める場合」(要件1～5のいずれか)に該当し、組合員が育児休業を取得している場合は、子が1歳6か月に達する日(注:1歳6か月時点においても継続して該当する場合は2歳に達する日)まで支給期間を延長できます。

総務省令で定める場合とは？

要件1

子について、保育所（認可保育所に限る）への入所を希望し、申込みを行っているが、入所できない場合。

ただし、次の①～③をすべて満たしているか確認を行うため、市町村から発行される入所不承諾通知等の証明書の提出が必要となります。

- ① 子の1歳の誕生日の前日までに市町村へ保育所への入所申請をしている
- ② 入所希望日が1歳の誕生日以前（1歳の誕生日を含む）である
- ③ 1歳の誕生日以後の期間について入所できない状態（1歳の誕生日は入所できない状態であることが前提）

注：保育所の空き状況等から明らかに入所することが困難な状況であっても、入所申請しておらず、証明書を提出できない場合は、支給期間を延長することができません。

要件2

子の養育を行っている配偶者であり、当該子が1歳に達する日以降の期間についても養育する予定であった者が、死亡、負傷、疾病、離婚等の事情により当該子を養育することが困難になった場合。

要件3

別の子に係る産前産後休業を開始したことにより当該の育児休業が終了し、その後、別の子の死亡又は組合員と同居しなくなったことで別の子に係る産前産後休業が終了した場合。

要件4

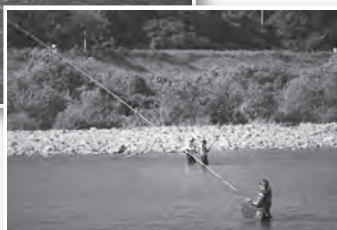
介護休業を開始したことにより当該の育児休業が終了し、その後、介護休業に係る対象家族が死亡もしくは離婚等により組合員との親族関係が消滅したことで当該の介護休業が終了した場合。

要件5

別の子に係る育児休業を開始したことにより当該の育児休業が終了し、その後、別の子の死亡又は組合員と同居しなくなったこと、もしくは養子縁組等が成立しなくなったことで別の子に係る育児休業が終了した場合。



<お問合せ先 健康管理課>



九頭竜川中部 LADIES杯(永平寺町)

九頭竜川中部漁業協同組合が主催する「九頭竜川中部LADIES杯」

全国からたくさんの鮎女師が参加し、釣りバトルが行われます。

この他に、永平寺大燈籠ながしや親子アユ釣り教室なども開催しています。

マイナンバーカードは持っているけど・・・

マイナ保険証の登録が「まだ」の方へ

令和6年12月2日から、

～ 現行の組合員証等(保険証)は発行されなくなります ～

原則「マイナ保険証」のご利用となるため、医療機関を受診される際は、マイナンバーカードを「健康保険証」として利用するための登録が必要です。

◇QRコードから利用申込(登録手続き)が行えます

利用申込受付中!

マイナンバーカードが
健康保険証として
利用できます!

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。



申込方法は
特設ページでも
確認できます!



https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

マイナンバーカードを「マイナ保険証」としてご登録後、マイナ保険証の受付機が設置されている医療機関を受診の際は、保険証としてご利用ください。

◇マイナンバーカード及びマイナ保険証に係る内容の詳細は
厚生労働省Webサイトでご確認いただけます

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

☆現在、お持ちの組合員証等(保険証)が使える期間

有効期限が記載されている方は有効期限まで、有効期限が記載されていない方は、令和7年12月1日(予定)まで使用可能です。

☆本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない場合

「資格確認書」により医療機関を受診することができます。

第3期データヘルス計画を策定しました

データヘルス計画とは、レセプト・健診情報等のデータ分析に基づき、保健事業を効果的・効率的に実施するための事業計画です。

PDCA サイクルによる事業の点検を行い、データを活用した科学的なアプローチにより事業の実効性を高め、組合員の健康増進と疾病予防を推進し、医療費の適正化に努めてまいります。

また、組合員の皆様が「健やかで充実した時間を生涯にわたって過ごすことができるように」、今からできることを推奨し応援します。

詳細は当組合ホームページをご覧ください。



退職等年金給付に係る財政状況（令和4年度末） および財政再計算結果について

退職等年金給付制度の年金財政方式は、将来の給付に要する費用を事前に積み立てておき、積み立てた資金から年金を支給する方式となっています。退職等年金給付制度の積立状況を把握するため、毎年、地方公務員共済組合連合会において「財政検証」を実施しています。

また、令和5年度には、令和6年4月以降の退職等年金給付制度に係る掛け金率等を決定するため、5年に一度の「財政再計算」が実施されました。

なお、詳細につきましては地方公務員共済組合連合会のHPよりご確認ください。

1. 財政検証について

① 令和4年度末の年金財政状況

財政検証では、国家公務員共済組合（以下「国共済」という。）と地方公務員共済組合（以下「地共済」という。）を合計した額について、年度末に積み立てておくべき金額（積立基準額）と実際の積立金額の比較を行います。令和4年度末の財政検証を実施した結果、国共済と地共済を合計した剰余の額は約958億円となりました。

（単位：億円）

区 分	国共済+地共済	国 共 済	地 共 済
積立基準額 A	28,243	7,640	20,603
積立金(簿価ベース) B	29,201	8,272	20,929
剰余または不足 C(B-A)	+ 958	+ 632	+ 326

「積立基準額A」・・・(令和4年度末時点における)将来の給付に向けて積み立てておくべき金額

「積立金(簿価ベース)B」・・・(令和4年度末時点の)実際の積立額

「剰余または不足C」・・・積立金B－積立基準額A→ 国共済、地共済とも「剰余」の状態

② 国共済と地共済との間の財政調整の実施（財政調整拠出金（確定値））

退職等年金給付制度では、国共済と地共済の間で財政調整を行うこととなっており、財政状態が剰余の共済から不足の共済に対し、その不足額の5分の1（ただし、剰余の共済の剰余額を限度とする。）を拠出することとされています。

令和4年度末においては、国共済、地共済とも「剰余」の状態であったため、財政調整拠出金（確定額）は発生しません。

2. 財政再計算について

① 財政再計算

財政再計算では、積立基準額と積立金とが将来にわたって均衡を保つことができるように、保険料率および基準利率の加算率を算定します。

令和5年12月に財政再計算を行った結果、令和6年4月以降の保険料率は現行の率と同じく1.5%（掛金率、負担金率それぞれ0.75%）となり、令和6年10月以降の基準利率については、毎年の市場の状況を勘案して算定する率に、積立剰余金を財源とした加算率0.08%を加算することとなりました。

② 国共済と地共済との間の財政調整（財政調整拠出金（概算値））

1②で説明したとおり、退職等年金給付制度では、国共済と地共済の間で財政調整を行うこととなっていますが、拠出する年度の年度末の積立基準額および積立金により拠出金額が決定されるため、当年度中は概算払いを実施し、翌々年度の財政検証時に確定額を算定して差額を精算することとなっています。

この概算払いの財政調整拠出金は、財政再計算の結果に基づき、次回までの間の各年度で拠出することとなります。令和6年度から令和10年度までの各年度における概算財政調整拠出金の算定過程は次のとおりです。

(単位:億円)

区 分	国 共 済	地 共 済
積立基準額【財政再計算終了後】 A	6,704	22,295
積立金(簿価ベース) B	8,272	20,929
剰余または不足 C(B-A)	+ 1,569	△ 1,366
C÷5(不足側) D	－	△ 273
1年度あたり概算財政調整拠出金	地共済に273の拠出	国共済から273の受入れ

(注)「+」は積立金が剰余の状態、「△」は積立金が不足の状態を表しています。

退職等年金給付に係る財政状況(令和4年度)・財政再計算結果に関する詳細はこちら

<https://www.chikyoren.or.jp/>

トップページの「年金関連情報→年金財政関係→年金払い退職給付(退職等年金給付)
→財政検証・財政再計算」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索

※ 財政再計算の結果に関する詳細については、当組合HPにも掲載しております。

<お問合せ先 年金課>

こころの健康カウンセリング

人間関係や生活のこと、仕事のことなど誰かに相談したいと思っても、ためらっていませんか？
当組合が提供する「こころの健康カウンセリング」は、メンタルヘルスのご相談について、臨床心理士等の心の専門家が、Webや電話によりカウンセリングを行います。

なお、同一臨床心理士等の電話または面談による継続カウンセリングは、年間5回まで無料です。

電話でのご相談は・・・

フリーダイヤル **0120-863-291**

ハロー みんなの ふくい

メールでのご相談は・・・

QRコードからアクセスしてください →



※当組合ホームページからアクセスする場合のユーザー名とパスワードは共に「863291」です。

※プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。

ただし、生命の危険等、守秘の限界を超えると判断した場合を除きます。

※ご利用者の状況またはご相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

※ご利用の際の諸条件や地域、内容により、ご要望に添えない場合があります。

<お問合せ先 健康管理課>

歯と口の健康を守るために 歯科健診を受けましょう

歯を失う原因第1位「歯周病」

歯周病は、歯と歯茎の間にたまったプラーク(歯垢)にすみつく「歯周病菌」によって、歯ぐきに炎症を起こす感染症です。重症化すると歯が抜け落ち、二度と元に戻りません。

成人の8割がかかっているといわれますが、疾患初期は自覚症状がほとんどないので、定期的な歯科健診で早期発見することが大切です。

歯周病は「万病のもと」

歯周病菌や炎症物質が歯茎の血管から血流にのって全身に運ばれ、他のさまざまな病気を引き起こすリスクを高めます。歯周病を防ぐことは全身の健康維持につながります。

【歯周病が引き起こす主な疾患】

糖尿病、心筋梗塞、脳梗塞、誤嚥性肺炎、骨粗しょう症、早産・低体重児出産、認知症

「歯科健診助成事業」のご案内

★対象者：当年度中に27・33・36・45・55歳に達する組合員
(任意継続組合員を除く。)

★実施期間：令和6年7月1日～令和7年1月31日

★回数：1人1回

★費用：無料(歯科健診にかかる費用を助成します。)

※ 歯科健診以外の費用(下記参照)は自己負担となります。

- ・歯科健診後、引き続き行われた治療の費用。
- ・定期的な歯科健診の費用。(定期健診と内容が異なるため。)
- ・フッ素塗布、クリーニング、矯正 等

★受診方法について

7月上旬に所属所を通じて「歯科健診助成のご案内」を助成対象者の皆様へお届けします。

受診方法については、「歯科健診助成のご案内」に同封のチラシまたは当組合のHPをご覧ください。

★実施場所：ご案内同封の「福井県歯科医師会会員健診受入医療機関リスト」中の希望する歯科医院



当組合HPもご覧ください

<https://www.fukui-kyosai.jp/>



健診の異常値を放置していませんか？

健診結果をチェックしましょう!!

健康診断は、自覚症状のない段階で潜在している病気やリスクを早期発見することを目的に行います。健診結果にきちんと目を通し、異常があれば生活習慣の改善を心掛けましょう。健診は「受けて終わり」ではありません。

高 血 圧

異常を放置すると…

高血圧の状態が続くと血管が傷つき、そこに脂質などがこびりついたり、血管が硬くもろくなる動脈硬化が進行します。そのまま放置すると心筋梗塞や脳卒中(脳梗塞、脳出血)などの重大な病気になるおそれがあります。



高 血 糖

異常を放置すると…

血糖が高い状態が続くと、血管が傷つき、神経もダメージを受けます。この状態が続くと糖尿病となり、治療せずに放置すると腎不全、失明などのさまざまな合併症を引き起こします。

あなたの健診結果で
気になる項目を
確認しましょう



令和5年度特定健康診査の結果、治療が必要な状態の方に受診をお勧めする通知を発送します。

自覚症状がなくても、なるべく早く医療機関を受診してください。

<お問合せ先 健康管理課>

特定保健指導を受けましょう!!

＜特定保健指導とは？＞

特定健康診査の結果によりメタボリックシンドローム及びメタボ予備軍と判定され、生活習慣改善が必要な人のために行われる支援プログラムです。

対象者には、共済組合から案内文書が届きますので、是非特定保健指導を受けてください。

特定保健指導は初回面接→実施→実績評価の流れで行われます。



初回面接	医師・保健師・管理栄養士等の専門家と、健診結果と生活習慣について面談を行い、自分が実行しやすい生活習慣の改善目標と計画を立てます。	
実践	動機付け支援 の場合 (生活習慣病リスクが中程度の方)	面接で立てた改善目標に従って、生活習慣の改善を実行します。
	積極的支援 の場合 (生活習慣病リスクが高い方)	約3～6か月間、生活習慣のために専門家の継続支援が行われます。
実績評価	支援終了後、あなたの健康状態や生活習慣が改善されているかの確認が行われます。	

※糖尿病、高血圧症又は脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している方は特定保健指導の対象外になります。

◎生活習慣病を回避するチャンス！

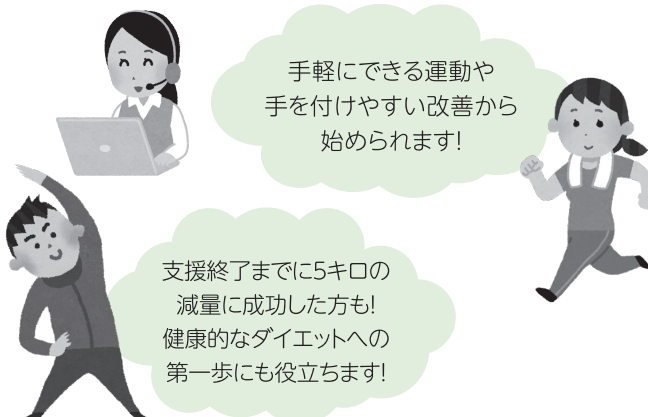
多くの生活習慣病は自覚症状がなく、密かに重症化していることがあります。ここで食い止めましょう！

◎専門家の適切な支援！

自分ひとりで生活習慣を改善しようと思うとなかなかうまく取り組めないことがあります。専門家と相談しながらあなたに合った改善計画を立てられます。

◎費用の自己負担はありません！

費用(約2～4万円)は共済組合が負担します。



40歳以上75歳未満の任意継続組合員及び被扶養者のうち特定健康診査受診券が届いた皆様へ

受診券を使用せずにお勤め先等での健診結果を提出いただいた方に

QUOカード500円分を進呈します!

次の(1)(2)に該当する方は、提出書類を揃えて受診券送付時に同封している返信用封筒で共済組合へ送付してください。

(1) 令和6年度中に①または②のいずれかを受ける方

- ①お勤め先等での健康診断
- ②共済組合の助成を受けない人間ドック

(2) 令和5年4月1日時点で福井県市町村職員共済組合の被扶養者であった方で、令和5年度中に①または②のいずれかを受けた方

- ①お勤め先等での健康診断
- ②共済組合の助成を受けない人間ドック
(令和5年度分の健診結果を、すでに共済組合にご提出いただいた方は除きます。)

【提出書類】

- ①健診結果票のコピー
- ②特定健康診査質問票
- ③特定健康診査受診券
(令和6年度分の結果を提出する場合)



※詳細については、受診券送付時に同封している冊子「令和6年度 特定健康診査のご案内」をご確認ください。

＜お問合せ先 健康管理課＞

ライフプランセミナー参加者募集

当組合では、組合員の皆様が生涯にわたって健やかで充実した時間をお過ごしいただくため、生活設計に役立つ「ライフプランセミナー」を開催しております。ぜひ、ご参加ください。

＼ライフプラン基礎づくりセミナー／

将来を見据えたライフプランと同時に家族の健康も含め、食生活改善により健康的な生活を送るためのヒントを得ることができるセミナーです。50歳未満の方を優先に募集します。

7月に所属所を通じて参加募集をいたしますので、参加ご希望の方は、所属所の共済組合事務担当課または当組合健康管理課までお申し出ください。

開催日時		会場	定員
令和6年9月18日(水) 13:30～17:00まで		福井県自治会館 「多目的ホール」	70名
内 容 (予 定)	「タニタ健康セミナー」 ～今日から実践!ヘルシーレシピのコツ～ 株式会社タニタヘルスリンク タニタの社員食堂におけるレシピづくりのコツのほか、外食やコンビニでのメニュー選びのポイント、気をつけたい三つの「あ」などについて		
	ライフイベントに備えた資産準備 一般社団法人 地域社会ライフプラン協会 ライフプランニングの必要性や金融商品の基礎知識とリスクを知り、個人の資産形成支援制度など、将来に備えたライフプランについて		
締 切 日	令和6年8月22日(木)		

＼50歳からのライフプランセミナー／

退職後の人生の見通しをたて、自身のライフプランを考えることができるセミナーです。50歳以上の方を優先に募集しますが、早めにライフプランを考えたいといった興味のある方のご参加もお待ちしております。

8月に所属所を通じて参加募集をいたしますので、参加ご希望の方は、所属所の共済組合事務担当課または当組合健康管理課までお申し出ください。

嶺北	開催日時	令和6年10月2日(水) 13:30～17:00まで	定 員
	会 場	福井県自治会館 「多目的ホール」	70名
嶺南	開催日時	令和6年10月3日(木) 13:30～17:00まで	定 員
	会 場	パレア若狭	50名
内 容 (予 定)	人生100年時代を不安なく過ごすための生活設計 一般社団法人 地域社会ライフプラン協会 家庭経済設計や定年引上げとライフプランへの影響について、講演の内容を踏まえながら、実際にご自分の家庭経済・ライフプラン計画表を作成します。		
	年金関係講演 福井県市町村職員共済組合年金課		
締 切 日	令和6年9月10日(火)		

<お問合せ先 健康管理課>

夏のボーナスは組合員貯金へ

令和6年度は 年利0.8% (半年複利) となりました。

※組合員貯金の利率は、毎年4月に見直し、年度間適用しますが、金融情勢等の変動を勘案し、変更する場合があります。

※復興特別所得税(0.315%)が平成25年1月1日から令和19年12月31日まで加算されるため、利息に係る所得税は、20.315%です。

払戻日スケジュール

払戻日は「火・水・金」曜日です。ただし祝日を除きます。
払戻請求書は、**払戻日の2営業日前までに当組合必着**です。
特に下記払戻日は、払戻請求書必着日にご注意ください。

《7月から9月までの払戻注意日》

払 戻 注 意 日	払戻請求書の当組合必着日
7月16日(火)	7月11日(木)
8月13日(火)	8月8日(木)
9月17日(火)	9月12日(木)
9月24日(火)	9月19日(木)

簡単に積み立てができます

加入方法

「組合員貯金加入申込書」(3枚複写)に必要な事項を記入・押印の上、所属所の共済組合事務担当課に提出してください。

定額積立

給与や賞与から自動的に一定額を天引きして積み立てるので、無理なく貯金を続けることができます。

臨時入金

「組合員貯金払込書」(2枚複写)により、最寄りの福井銀行本・支店でお手続きいただくと振込手数料がかかりません!

※臨時入金は、**組合員1人につき1日1件の受付となります**。なお、福井銀行窓口で本人確認書類の提出を求められることがありますので、ご協力お願いします。

引き続き郵便の配達日数にご注意ください

郵便物の配達は、投函から3営業日程度要しますので、払戻指定日の受付期限に間に合うよう、余裕をもってご提出ください。なお、所属所の共済組合事務担当課への提出期限についても、併せてご注意ください。

臨時に資金が必要ではありませんか?

貸付利率

年利1.26%
(変動利率)

そんな時は共済組合の貸付事業にお任せください!

貸付事業は、組合員のみなさんの住宅購入資金や車、生活必需品の購入、入学、修学、結婚、葬祭など、様々な場面でご利用できます。



貸付一覧表 (一部抜粋)

貸 付 種 類	貸 付 事 由
普通貸付	物品の購入で臨時に必要な費用
住宅貸付	自己居住用住宅の新築・増改築・修繕・購入・宅地購入の費用
特別貸付	入学貸付 組合員・被扶養者・被扶養者でない子の入学に要する費用
	修学貸付 組合員・被扶養者・被扶養者でない子の修学に要する費用
	結婚貸付 組合員・子・孫・兄弟姉妹の結婚に要する費用
	葬祭貸付 組合員の配偶者・子・父母・兄弟姉妹・配偶者の父母の葬祭に要する費用

住宅貸付は
抵当権設定

ご希望に応じて
不要
手数料なしで
繰上償還

返済は安心の
給与天引

※貸付利率は、退職等年金給付の基準利率に伴い変動します。

※貸付申込方法等の詳細については、共済組合または各所属所担当課までお問合せください。

※ホームページでも貸付事業の詳細についてご確認いただけます。

<お問合せ先 総務企画課>

職員採用試験のお知らせ

福井県市町村職員共済組合事務局職員の採用試験を行います。

採用予定職種

一般事務

採用予定人数

若干名

採用予定年月日

令和7年4月1日

受験資格

平成8年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学(4年制)を卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業見込みの者。

(例外事由3号のイ)

詳細については別途「試験要綱(申込書)」に記載

試験日

第1次試験：令和6年10月27日(日)

第2次試験：令和6年11月中旬

※第1次試験合格者に別途通知します。

試験会場

福井県自治会館 (福井市西開発4-202-1)

申込受付期間

令和6年8月13日(火)～9月13日(金)

(受付時間：月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分)

試験要綱(申込書)の配布方法

試験要綱(申込書)は、次の方法で令和6年8月1日以後に配布します。

① 福井県市町村職員共済組合事務局で配布

* 郵送希望の場合は、次の事項を記入し、下記メールアドレスへ送信してください。

件名 … 「試験要綱送付請求について」

宛先 … 氏名、郵便番号、住所、ご連絡がとれる電話番号

② 福井県市町村職員共済組合ホームページからダウンロード

請求及びお問合せ先

福井県市町村職員共済組合 総務企画課

〒910-8554 福井市西開発4-202-1 福井県自治会館3階
TEL:0776-52-7300

E-mail
soumu@kyosai-fukui.jp

<お問合せ先 総務企画課>

生活サポートプラン等令和5年度配当率決定!

生活サポートプラン・医療保障保険・職場復帰支援制度・所得補償保険の令和5年度保険金支払状況および配当率は下記のとおりとなりました。(期間:令和5年4月1日～令和6年3月31日 1年間)

三大疾病支援制度の健康サポート・キャッシュバックが始まります。(判定ランクは、みんなのMYポータルをご覧ください)

生活サポートプラン

年間支払保険金額

8件 16,287 万円

配当率 **9.047 %**

生活サポートプラン支払内訳 (令和5年度)

理 由	件 数	保険金(万円)
がん	5	8,157
脳卒中	1	3,230
その他	2	4,900
合 計	8	16,287

医療保障保険

年間支払保険金・給付金額

161件 約 1,185 万円

配当率 **33.679 %**

医療保障保険支払原因別件数 (令和5年度)

理 由	件 数
女性特有疾患	21
腫瘍・ポリープ	15
ケガ・不慮の事故	7
三大疾病等	6
精神障害	5
その他	107
合 計	161

職場復帰支援制度

年間支払保険金・給付金額

6件 約 105 万円

配当率 **13.776 %**

職場復帰支援制度支払内訳 (令和5年度)

支 払 内 容	件 数
精神障害	4
椎間板ヘルニア	1
甲状腺疾患	1
合 計	6

所得補償保険

年間支払保険金・給付金額

20件 約 294 万円

無事故返戻率 **20 %**

所得補償保険支払内訳 (令和5年度)

支 払 内 容	件 数
内臓の病気	7
精神系(うつ病等)	5
女性特有疾患	3
ケガ	1
その他	4
合 計	20

※保険金請求には時効がありますので、お早めにご連絡ください。

※ 生活サポートプラン・医療保障保険・職場復帰支援制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。

※ 配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

※ 健康サポート・キャッシュバック特約に関する今回のランク判定対象者は、令和5年4月1日更新時点において健診結果提出に同意済みで、ランク判定に必要な健診結果を福井県市町村職員共済組合が保有している方です。

※ 制度内容等詳細はパンフレットをご参照ください。



LIFE SUPPORT

福井県市町村職員共済組合 保険事務取扱店

有限会社 **エル・サポート・福井**

〒910-0843

福井市西開発4丁目202番1 福井県自治会館5階

TEL (0776) 52-0133

FAX (0776) 52-0134

福井県市町村職員共済組合員の皆さま

(会計年度任用職員・再任用職員を除く)

お仕事での賠償責任(住民訴訟、民事訴訟等)に備えて



「団体地方公務員賠償責任保険」

(公務員賠償責任保険・請求期間延長特約・履行請求訴訟等担保特約・公務員賠償責任保険追加特約・保険責任期間に関する追加条項等)



この保険は、地方公共団体職員の皆さまが公務員として行った公務に起因して保険期間中に損害賠償請求などがなされた場合に皆さま個人が負担される法律上の損害賠償金と争訟費用について保険金をお支払いします。

9 / 1 補償開始！
中途加入も可能です！

※中途加入の手続き可能期間は11月～翌年4月です。
詳細は取扱代理店へお問い合わせください。

住民訴訟、民事訴訟等の
損害賠償金＋弁護士費用等を
補償します！

加入前の公務に起因する損害賠償請求が保険
期間中になされた場合も補償と対象期間が広い！

※初年度保険始期日時点もしくはそれ以前に首長であったことがある方については、
初年度保険始期日以降に行った行為が補償の対象となりますので、保険加入前
の行為は補償の対象としません。

退職後の5年間の損害賠償請求期間延長特約が
自動付帯！

※保険期間の途中で解約された場合は除きます。

マイナンバー等個人情報の漏えいも補償！

民事訴訟等は訴訟が提起されていなくても
補償対象！

■補償内容（被保険者1名あたり保険金額） ■保険料（1名あたり、保険期間1年間、一時払） *自己負担額（免責金額）はありません。

職員 補償プラン	被保険者1名あたり保険金額				年間保険料
	①損害賠償金	②争訟費用	①＋②	初期対応費用	
	一連の損害賠償請求あたりの 支払限度額		期間中 限度額	期間中 限度額	
5億円	5億円		5億円	500万円	9,840円
3億円	3億円		3億円	500万円	8,760円
1億円	1億円		1億円	500万円	6,240円
5,000万円	5,000万円		5,000万円	500万円	4,800円
3,000万円	3,000万円		3,000万円	500万円	2,880円

※保険料は過去の訴訟履歴等により割増になる事があります。また、加入をお断りさせていただくこともございます。あらかじめご了承ください。

※職員とは首長以外の特別職、管理職、一般職員等を指します。

インターネットで申し込み
手続きはこちら!!

※保険金支払事例を動画で紹介
ご加入は、加入団体（自治体や互助会等）が全国地方職員福利厚生
協議会の会員であることが必須条件となります。
あらかじめご了承ください。

URL : <https://www.alpscard.co.jp/koumuinhoken/>

アルプスカード 公務員賠償 検索



<お問い合わせ・資料のご請求>

契約者 : 全国地方職員福利厚生協議会 電話 03-6550-8784

取扱代理店 : アルプスカード株式会社 電話 03-6550-8203

東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビル11階（平日9時半から16時半まで）

非幹事代理店 : 有限会社エル・サポート・福井 電話 0776-52-0133

福井県福井市西開発4-202-1 福井県自治会館5階（平日9時から17時まで）

引受保険会社 :

幹 事 : 損害保険ジャパン株式会社 福井支店福井支社 電話 0776-24-0214
（平日9時から17時まで）

非幹事 : 三井住友海上火災保険株式会社

●このチラシは概要を説明したものです。お支払いできない主な場合など詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでご確認ください。

SJ24-01885(2024.5.15)

越路で過ごす夏休み

越路に泊まって、家族で夏の思い出作って下さい！

豊かな自然と四季折々の味わい。
あわら温泉越路を
お楽しみください。



温もりを大切に、
真心込めて
お迎えいたします

越路から！ 近辺観光スポット



車で
10分



芝政ワールド

車で
12分



金津創作の森

車で
13分



松島水族館

車で
56分



県立恐竜博物館



ご予約
お問い合わせ

TEL:0776-77-3151

FAX:0776-77-3868

HP▶<http://www.koshiji.biz/>

福井県市町村職員共済組合保養所

越路

共済だより R6.7

予告

令和6年10月スタート

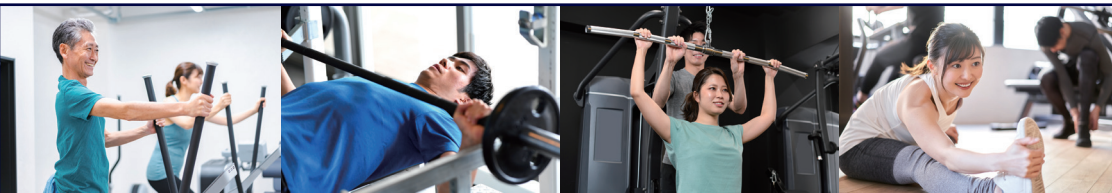
!!!福井県市町村

職員共済組合の組合員限定!!!

月会費を特別会費で利用できるようになります

当組合の組合員は厚生労働省等から提供される「健康スコアリングレポート」で、運動習慣を表すそれらによる死亡のリスクが低いことが多くの疫学研究で示されています。組合員の健康づくりのためスポーツジム、2施設のご協力により、令和6年10月から月会費を特別会費でご利用できます。

<お問合せ先 健康管理課>



地域最大級マシン特化型トレーニングジム!

HF HYPER FIT 24®

福井県市町村職員共済組合組合員様限定

ご入会の際に
組合員証
をご提示ください

特別プランのご案内

2024年10月1日(火)～店頭受付開始
(既存会員様のプラン変更につきましては9月10日(火)までの受付→10月分より適用させていただきます)

特典 1	入会金 通常5,500円(税込)が 0円	特典 2	1年間コース【相互利用OK】 通常5,980円(税込6,578円)が 5,000円(税5,500円) 一年後は同一コースで自動更新 24時間いつでも利用可
---------	--	---------	--

こちらのキャンペーンは**店頭のみ**の受付とさせていただきます。
(WEBでの入会受付は行っておりません。)

※1年間コースは1年間の契約となりますので1年以内で退会される場合には
違約金として5500円(税込)を退会時に現金でお支払い頂きます。
(入会月は日割りにつき含みません。)(2年目以降は違約金は生じません。)

※**上記プラン適用に際し6ヶ月以上の継続利用が条件となります。**すでに在籍して頂いている会員様は
6ヶ月間継続利用後上記プランへの変更が可能となります。
(但しプラン移行手数料1,100円(税込)が必要)予めご確認、ご了承をお願い致します。

福井県内10店舗 相互利用OK!

福井あわら店	福井丸岡店	福井坂井店	福井乾徳店	福井御幸店
福井鯖江店	福井武生店	福井武生店パワージム	福井敦賀店	福井小浜店

(入会時に係る事務手数料等は、共済組合が全額負担します)

指数が地方公務員の全国平均より顕著に低い状況です。運動の量が多いほど生活習慣病の発症やその施策のひとつとして、「**継続的に運動ができる**」環境をご提供するため、県内に利用できる店舗が多い下記のこの機会に「運動を続けること」に挑戦してみませんか。

<お問合せ先 健康管理課>

**総合スポーツクラブ
ルネッサ
特別法人サービス**



ルネッサで、充実の運動体験を!
ジムマシンも、豊富なプログラム<ヨガやエアロなど>も!
プールも、お風呂も!
プログラム作成など、運動サポートもお任せください。

総合型 × 県内5拠点! **Renaiss**
どの店舗も総合型スポーツクラブ。
すべての店舗を、利用制限なく利用できます。

越前店 鯖江店 敦賀店 福井南店 福井西店

組合員限定 **特別価格**

通常 月 ~~10,267円~~ ▶ **月 6,600円** (税込)
マスター会員
全店舗ご利用の場合 **◎入会金も不要!**

他にも!
◎<1ヵ月限定> 無料体験
◎小グループ体験

入会受付について
2024年10月より新規入会受付を開始いたします。
詳しい入会方法は、改めてご案内いたします

すでにルネッサ会員の方は、10月以降「特別法人会員」に移行のため、9/9(月)までにお手続きが必要となります。
詳しくはご利用店舗のフロントまでおたずねください。

ルネッサって
どんなところ?
詳しくはこちらから



参加者募集 RIZAPLIVE配信セミナー



LIVE参加だからこそ楽しく効果を実感できる！

RIZAPの運動・食事メソッド

肩こり腰痛予防編&食事編

こんな方におすすめ

- ✓ 肩こり腰痛に悩んでいる
- ✓ 運動不足を解消したい
- ✓ 楽しく健康になりたい
- ✓ 無理なく続けられる健康的な食事法を知りたい
- ✓ 今の食生活の改善点を見つけない



無料

★昨年度満足度★
100%

RIZAPセミナー参加者アンケート 2023年8月19日実施 N=21

参加URLは
こちら

<https://zoom.us/j/99274865907>
ミーティングID：992 7486 5907

※スマートフォン、タブレットからご参加の場合、zoomアプリの事前インストールが必要となります。

- ・DAY①およびDAY②とも上記のURLからご参加いただけます。
- ・一方のみのご参加でも構いません。



DAY ① 肩こり腰痛予防編

08/24 (土)

10:00～11:30 zoom開催

✎ こんな情報が得られます

- ご自身の肩こり、腰痛の度合いを把握できる
- 肩こりや腰痛に繋がっている要因が分かる
- 肩こりや腰痛の予防改善に繋がる運動を体験できる
- ストレッチにより、血行改善や筋力向上が見込める
- リフレッシュすることで集中力UPが期待できる

DAY ② 食事編

08/31 (土)

14:00～15:30 zoom開催

✎ こんな情報が得られます

- 今の食生活を振り返り、正しい知識を知ることにより、太りやすいリスクを確認でき改善点が見つかる
- 無理なく続けられる健康的な食事のコツが学べる
- 目標設定の効果的な方法がわかる
- 健康習慣を定着させるための秘訣が学べる



ご準備いただくもの

- 筆記用具、メモ用紙
- 水分
- 椅子
- タオル（肩こり腰痛予防編で使用します）
- PC またはスマートフォン（スマホはzoomアプリの事前インストール必須）

8/24は
運動実践あり
動きやすい
服装で！



オンラインでも効果を実感

参加URL <https://zoom.us/j/99274865907>
お問合せ 福井県市町村職員共済組合 健康管理課 0776-52-7301
参加対象者 組合員およびご家族の皆様